

(第 4 号様式)

2016 年度預保納付金支援事業実施状況報告書

自 2016 年 4 月 1 日
至 2017 年 3 月 31 日

公益財団法人 日本財団

日本財団では、助成金交付先の審査あたっては、外部委員会を設置し意見を求めたうえで、理事会で決定するというプロセスを取っており、透明性の確保を心掛けています。また以下のよ
うな審査の視点を定めており、募集要項等にも示しています。

- ①幅広い団体・分野に助成金の波及効果が期待できる事業、又は助成を行う社会的緊要性の高い事業であるか
- ②事業の継続性又は発展性等に着目し、必要かつ効果的な助成となる事業であるか
- ③現状の収支状況を踏まえ、事業に要する費用の見通し並びに今後の見通しが立てられているか
- ④継続して助成を行う場合には、前年度の活動実績又は複数年度にわたる事業計画の進捗状況、犯罪被害者等の実情を把握して犯罪被害者等支援事業に反映しているか等
- ⑤複数年度にわたる事業については、各年度における事業の目標が数値化されるなど明確であり、目標を実現させるための事業計画・資金計画が適正かつ合理的であるか等

なお、採択されなかった事例として、事業内容や事業計画に具体性が伴っていない場合、事業に要する費用の見通しがついていない場合などが挙げられます。

1. 預保納付金支援事業の実施状況

概要説明：

当財団は、2012年4月に預保納付金の担い手として選定され、2012年11月に預金保険機構と協定を締結するとともに、業務実施のための規則やスキームを整え、2013年度から奨学金貸与事業と助成金交付事業を開始した。

本年度は、奨学金事業が給付制へ完全移行することが決定されたことを受け、2016年6月に金融庁が預保納付金の担い手の再選定を行うことを発表したため、当財団は担い手募集に応募し、2016年10月に預保納付金の担い手として再選定された。2016年11月に預金保険機構と新しい協定を締結し、また給付制度移行に備え規則を改正し、奨学金の給付にあたり事業フローを構築した。助成事業については、団体運営の自立に向けた犯罪被害者支援団体の財政基盤の強化に注力し、モデル事業の構築を推進した。また、「団体運営の自立に向けた仕組みづくり」事業に対する外部機関による事業評価を受け、その結果を犯罪被害者支援団体の代表が集まる全国理事長会議にて共有した。奨学金事業については、2017年度から給付制度となる奨学金制度周知に向けて、募集要項やチラシを全国警察署 1,167カ所、全国の市区町村 1,741カ所、被害者支援センター48カ所他へ送付し、協力を得ることができた。これにより、奨学金事業及び助成事業において、募集・審査・決定・進捗管理の業務を滞りなく遂行することができ、預保納付金を犯罪被害者等の支援の充実のために支出した。

1. 外部委員会の開催

- (1) 第8回(2016年度第1回)外部委員会
- 1) 開催日時: 2016年12月13日(火)13:00～
 - 2) 開催場所: 日本財団ビル8階会議室
 - 3) 決議事項:
第1号議案 2017年度奨学金・助成金の募集要項について
 - 4) 報告事項:
報告事項1 預保納付金支援事業担い手の再選定について
報告事項2 2015年度預保納付金支援事業の実施状況報告について
報告事項3 2015年度・2016年度奨学金貸与者の決定および辞退について
 - 5) 議事録:
 - 6) 外部委員に関する事項(氏名・任期・現在の本務等):

氏名	現在の本務	任期(※)
安西 愈	弁護士	2015年5月1日～ 2019年2月28日
河野 栄子	株式会社リクルート 元会長	2015年5月1日～ 2019年2月28日
佐藤 大吾	一般社団法人ジャパンギビング代表	2015年5月1日～ 2019年2月28日
椎橋 隆幸	中央大学法科大学院教授	2015年5月1日～ 2019年2月28日
山本 秀也	産経新聞東京本社 編集委員兼論説委員	2015年5月1日～ 2019年2月28日

※任期は2年であり、2017年2月28日5名全員が任期満了。
2017年3月、5名全員を再任した。

- (2) 第9回(2016年度第2回)外部委員会
- 1) 開催日時: 2017年3月9日(木)14:00～
 - 2) 開催場所: 日本財団ビル8階会議室
 - 3) 決議事項:
第1号議案 2017年度助成金交付先の選定に関する件
 - 4) 報告事項
報告事項1 2016年度奨学金貸与者の決定および辞退について
報告事項2 奨学金給付制度移行後の課題と対応について
 - 5) 議事録:
 - 6) 外部委員に関する事項(氏名・任期・現在の本務等):
(1) 6) と同上

(3) 理事会

1) 第 188 回理事会(2016 年 5 月 24 日開催)

奨学金貸与事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 22 条第1項に基づき、理事会の議決を得た。

2) 第 191 回理事会(2016 年 7 月 5 日開催)

奨学金貸与事業に係る返済猶予について、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 34 条第 4 項に基づき、理事会の議決を得た。

3) 第 194 回理事会(2016 年 7 月 26 日開催)

奨学金貸与事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 22 条第1項に基づき、理事会の議決を得た。

奨学金貸与事業に係る返済猶予について、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 34 条第 4 項に基づき、理事会の議決を得た。

4) 第 200 回理事会(2016 年 10 月 11 日開催)

奨学金貸与事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 22 条第1項に基づき、理事会の議決を得た。

5) 第 202 回理事会(2016 年 10 月 25 日開催)

奨学金貸与事業に係る返済猶予について、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 34 条第 4 項に基づき、理事会の議決を得た。

6) 第 206 回理事会(2016 年 12 月 20 日開催)

奨学金貸与事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 22 条第1項に基づき、理事会の議決を得た。

2017 年度奨学金給付事業及び助成金交付事業の募集にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 9 条第 1 項に基づき、外部委員会(2016 年 12 月 13 日開催)で意見を受けた内容について、理事会の議決を得た。

7) 第 208 回理事会(2017 年 1 月 24 日開催)

奨学金貸与事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 22 条第1項に基づき、理事会の議決を得た。

8) 第 214 回理事会(2017 年 3 月 21 日開催)

助成金交付事業において助成金の交付決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 37 条第 2 項に基づき、外部委員会(2017 年 3 月 9 日開催)で意見を受けた内容について、理事会の議決を得た。

奨学金給付事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 22 条第1項に基づき、理事会の議決を得た。

2. 奨学金貸与事業

(1) 実施概要

・奨学金貸与事業の目的

当奨学金は、生計を担っていた保護者(父または母など)が理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となった犯罪被害者等の子どもの教育機会を確保するとともに、事件を契機に社会から疎外感を感じることもある子どもを、社会全体で温かく支えることを目的に、高校、大学、大学院、短大、専修学校(専門課程・高等課程)、高等専門学校に在学しているか進学を予定している犯罪被害者の子弟を対象に、奨学金を無利息で貸与する制度である。

・募集活動実績

募集チラシと募集要項・申請書を作成し、随時申請を郵送により受け付けた。また申請書類は当財団ホームページよりダウンロードできる。

・募集活動内容

通年募集チラシ合計 21 万 1 千部を、全国警察本部および警視庁 51 カ所、全国警察署 1,167カ所、全国の市区町村 1,741カ所、被害者支援センター48カ所他へ配布し、募集活動を展開した。同時に、当財団ホームページや Facebook・Twitter 等 SNS を通じて、周知活動を行った。

・申込件数・金額(高校・大学(各種学校)別)

当年度は、39 名から奨学金の申請があり、36 名に対して貸与決定をした。その後、取り消し対象者が 2 名発生したため、当年度は 34 名に対して奨学金を貸与した。

	申請		決定		拠出	
	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)
大学院	2	2,700,000	2	2,700,000	2	2,700,000
大学・高等専門学校4年以上または専修学校専門課程に在学する学生	24	27,460,000	21	23,980,000	20	22,280,000
高等学校、高等専門学校3年以下または専門学校専門課程に在学する学生	13	6,870,000	13	6,870,000	12	6,510,000
合計	39	37,030,000	36	33,550,000	34	31,490,000

・継続奨学生(高校・大学(各種学校)別)

2013 年度奨学生10 名、2014 年度奨学生 13 名、2015 年度奨学生 25 名が継続を予定していたが、打ち切り・中止対象者が、2014 年度奨学生 2 名発生したため、2013 年度奨学生のうち 10 名、2014 年度奨学生のうち 11 名、2015 年度奨学生のうち 25 名の奨学生に対して、当年度も継続して奨学金を貸与した。

	2013 年度継続 拠出		2014 年度継続 拠出		2015 年度継続 拠出	
	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)
大学院	0	0	1	1,200,000	0	0
大学・高等専門学校4年以上 または専修学校専門課程に在 学する学生	9	7,560,000	6	5,760,000	16	15,360,000
高等学校、高等専門学校3年 以下または専門学校専門課程 に在学する学生	1	600,000	4	2,160,000	9	4,680,000
合計	10	8,160,000	11	9,120,000	25	20,040,000

(2) 貸与実績

・実行

別添参照

・貸与状況

奨学金決定の取り消し、辞退、中止対象者・・・6名

理由： 浪人、退学、休学、留年により、進学や進級が困難になったため。
学資をまかなう十分な収入のある就職が決定したため。

(3) その他

・返済猶予状況

奨学金返済猶予対象者・・・19名

理由： 給付制度へ移行のため。
大学、大学院、専門学校へ進学のため。
経済的に困窮しているため。

3. 助成金交付事業

(1) 実施概要

・助成金交付事業の目的

犯罪被害者の視点に立った質の高い支援を実現するためには、犯罪被害者支援のノウハウが蓄積されている民間の犯罪被害者等支援団体による迅速かつ柔軟で継続的な支援活動の提供が不可欠である。そのため、財政基盤が脆弱な犯罪被害者等支援団体の資金調達力と、支援活動の充実と強化を図ること等を目的に、助成金を交付するものである。

・募集活動の実績(募集の方法)

1) 2016 年度募集

審査方針を策定したのち、募集要項を作成、当財団ホームページにおいて公

開した。申請受付期間(2015年10月1日から2015年10月30日)を設け、申請書類は申請団体が当財団ホームページよりダウンロードする形をとり、申請書類はメールにて受け付けた。

・申込団体数、事業数、金額別

1)2016年度募集

	申請			決定		
	件数	団体数	金額(円)	件数	団体数	金額(円)
法人格あり	91	54	415,763,000	90	53	391,250,000
法人格なし	1	1	1,250,000	1	1	1,250,000
合計	92	55	417,013,000	91	54	392,500,000

(2) 助成実績

・助成先リスト

1)2016年度募集

		団体名	事業名	助成金額
1	公社	あおり被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくりと性犯罪被害者支援活動の拡充	5,610,000
2	公社	秋田被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	1,540,000
3			犯罪被害者支援に関わる車両整備	2,300,000
4	公社	石川被害者サポートセンター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	4,640,000
5	公社	いばらき被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	3,600,000
6	公社	いわて被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる資機材整備	870,000
7			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	7,920,000
8	特	エンパワメントかながわ	大学生・教員向けデートDV予防プログラム実施者養成事業	3,470,000
9	認特	おうみ犯罪被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成と資機材整備	1,280,000
10			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	5,470,000

11	公社	大分被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくりと人材育成	5,910,000
12	認特	大阪被害者支援アドボカシーセンター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	3,490,000
13			犯罪被害者支援に関わる広報啓発	2,670,000
14			犯罪被害者支援に関わる資機材整備	900,000
15			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	6,010,000
16	公社	沖縄被害者支援ゆいセンター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	4,080,000
17	公社	かがわ被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	8,470,000
18	公社	かごしま犯罪被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくりと資機材整備	3,740,000
19	特	神奈川被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	2,070,000
20	一社	北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター	犯罪被害者支援に関わる直接支援活動の拡充	4,600,000
21			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	2,700,000
22	公社	紀の国被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	210,000
23			犯罪被害者支援活動の拡充に関わる支所開設準備および広報啓発	1,040,000
24			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	2,140,000
25	公社	京都犯罪被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくりと支所開設	6,750,000
26	公社	ぎふ犯罪被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成と広報啓発	600,000
27			犯罪被害者支援に関わる資機材整備	300,000
28			移動相談車を利活用した犯罪被害者支援活動の拡充	950,000
29	公社	くまもと被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくりと資機材整備	6,200,000

30	特	こうち被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	5,780,000
31	公社	埼玉犯罪被害者援助センター	犯罪被害者支援に関わる広報啓発	1,560,000
32			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	3,650,000
33	認特	静岡犯罪被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成と広報啓発	6,640,000
34	一社	しまね性暴力被害者支援センターさひめ	犯罪被害者支援に関わる人材育成	390,000
35	一社	島根被害者サポートセンター	犯罪被害者支援に関わる車両整備	1,950,000
36			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	2,800,000
37	特	人身取引被害者サポートセンター ライトハウス	人身取引被害者への支援体制の強化	10,830,000
38	特	全国被害者支援ネットワーク	犯罪被害者支援に関わる広報啓発及び支援体制整備	34,430,000
39			犯罪被害者支援に関わる人材育成	28,830,000
40			犯罪被害者支援に対する中央機関業務の充実	9,310,000
41	公社	千葉犯罪被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる車両整備	2,450,000
42			犯罪被害者支援に関わる資機材整備	560,000
43			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	12,140,000
44	公社	徳島被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくりと資機材整備	8,380,000
45	公社	とっとり被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	2,610,000
46			犯罪被害者支援に関わる人材育成	2,100,000
47	公社	とやま被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくりと広報啓発	4,610,000
48	公社	長崎犯罪被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	3,210,000

49	認特	長野犯罪被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくりと人材育成	6,080,000
50	公社	なら犯罪被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくりと資機材整備	2,190,000
51	公社	にいがた被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	1,880,000
52			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	4,380,000
53	特	犯罪被害者緊急支援機構	犯罪被害者支援活動の拡充	6,470,000
54		被害者が創る条例研究会	市町村における犯罪被害者基本条例の普及	1,250,000
55	公社	被害者サポートセンターあいち	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	4,660,000
56	公社	被害者サポートセンターおかやま	犯罪被害者支援に関わる人材育成	7,000,000
57			犯罪被害者支援に関わる車両整備	2,730,000
58			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	5,630,000
59	公社	被害者支援センターえひめ	団体運営の自立に向けた仕組みづくりと資機材整備	3,850,000
60	公社	被害者支援センターすてっぷぐんま	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	15,460,000
61	公社	被害者支援センターやまなし	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	4,950,000
62	公社	被害者支援都民センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	9,820,000
63			団体運営の自立に向けた仕組みづくりと資機材整備	1,400,000
64	認特	被害者支援ネットワーク佐賀VOISS	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	3,840,000
65			犯罪被害者支援に関わる資機材整備	520,000
66	公社	ひょうご被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成と広報啓発	1,390,000
67			団体運営の自立に向けた仕組みづくりと資機材整備	4,770,000

68	公社	広島被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成と直接支援活動の拡充	6,110,000
69			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	3,790,000
70	公社	福井被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる広報啓発	1,200,000
71			犯罪被害者支援に関わる人材育成	550,000
72			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	840,000
73	公社	福岡犯罪被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	1,080,000
74			犯罪被害者支援に関わる直接支援活動の拡充	3,410,000
75			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	3,620,000
76	公社	ふくしま被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	1,420,000
77			犯罪被害者支援に関わる広報啓発	1,320,000
78			性暴力被害者救援ネットワーク(SACRA 福島)活動の促進と定着	3,810,000
79			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	1,870,000
80	公社	北海道家庭生活総合カウンセリングセンター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	4,950,000
81	公社	みえ犯罪被害者総合支援センター	犯罪被害者支援に関わる広報啓発	2,040,000
82			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	2,600,000
83	公社	みやぎ被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	2,510,000
84			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	2,420,000
85	公社	みやぎ被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくりと直接支援活動の拡充	6,450,000

86			性犯罪被害者支援活動の拡充	1,740,000
87	公社	やまがた被害者支援センター	犯罪被害者支援の拡充に関わる広報啓発	1,330,000
88			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	1,680,000
89	公社	山口被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる直接支援活動の拡充	2,100,000
90	特	レイプクライシスセンター	性犯罪被害者支援に関わる直接支援活動の拡充	2,030,000
91		TSUBOMI	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	3,600,000
合計				392,500,000

※決算額について

2016年度募集事業の決定額は392,500,000円であるが、決算書における支払預保納付金支援支出金額の決算額は、375,677,000円となっている。この差異である16,823,000円の内訳は以下のとおりである。

1. 2016年3月31日現在、18団体から合計金額16,931,000円が返還予定となっている。
2. 神奈川被害者支援センターに対して、当財団が2015年度預保納付金支援事業の助成金確定のための監査を行った結果、事業完了報告書に記載された事業費総額に誤謬があったことが判明した。このため事業完了報告書の提出時に計上していた助成金額と確定監査後の助成金額との差額108,000円を事業費に加算した。

なお、今年度においても、全事業において事業完了後に助成金確定の監査を行った上で、事業費総額を改めて確定させる。

・助成事業の概要

下記「預保納付金支援事業」ホームページ参照
<http://nf-yoho.com/projects/2016/>

- (3) その他
 該当なし